

大分県報

令和元年
第二十九号
八月十三日

（火曜日）

目次

告示

道路区域の変更……………一
道路の供用開始……………一

○告示

大分県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年八月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年八月十三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名		区間		区域変更前後別		敷地の幅員		延長	
県道高崎大分線		大分市生石港町一丁目一九番二から大分市生石港町一丁目三番二まで		前	後	メートル 四〇・五 ～ 一九・〇	メートル 四〇・五 ～ 一九・〇	メートル 五九・五	メートル 五九・五

大分県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の

供用を開始する。
その関係図面は、令和元年八月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和元年八月十三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道高崎大分線	大分市生石港町一丁目一九番二から大分市生石港町一丁目三番二まで	令和元年八月十三日